

特殊肥料生産又は輸入業者届出の手續方法

(重要) はじめにご確認ください

特殊肥料とは、農林水産省告示「特殊肥料等の指定」のリストに掲載された肥料のみをいいます。(「特殊肥料等の指定」は、FAMICのHPでご確認ください。)

しかし、このリストに掲載された肥料であっても、肥料の形状、製造方法、肥料成分、使用する原料や材料等によっては、普通肥料に該当する時があり、この場合、原則として普通肥料での登録が優先されます。

よって、手續希望者の方は、手續きしようとする肥料が、特殊肥料該当か普通肥料該当かを必ず事前に確認し、分からない時はご相談ください。

なお、ご相談の際は、添付書類「③生産工程図」、使用する原料、材料の詳細を(必要に応じてサンプル) 予め準備の上でお願いします。

◎届出される銘柄ごとに作成し、提出してください。

①特殊肥料生産業者(輸入業者)届出書(2部)

◎記入要領

○住所及び氏名(⑤申請者の確認書類に記載されているとおりに記入してください)

- ・法人の場合 住所 = 本店(主たる事務所)の所在地
氏名 = 商号(名称)、代表者の役職名及び氏名 ※
- ・個人の場合 経営者個人の住民票上の住所及び氏名

○肥料の名称

販売される際の名称を記入してください。また、ペットネームをつける場合もお知らせください。

注) 成分や効果について、誤解を招くような名称は使用できません。

他社の商標権等に抵触していないか、十分に確認してください。

○生産する事業場の名称及び所在地(生産の場合のみ)

- ・本社と同一の所在地であっても、法人名や個人名だけでなく、「本社工場」のような事業場名とあわせて所在地を必ず記入してください。
- ・福岡県内のすべての事業場の名称「○○工場」及び所在地を記入してください。

○保管する施設の所在地

- ・「生産する事業場の名称及び所在地」と同じ場所であっても、所在地を記入してください。(法人、個人、工場、倉庫等の名称は記入不要)
- ・福岡県内に保管する施設の所在地が無い時は、「該当なし」と記入してください。

◎受理後は、この届出書に受付処理(受付日、整理番号を記入)の上、1部を県の控えとし、もう1部を届出者に返送します。この受付済み届出書が特殊肥料の手續がなされたことの証明になりますので、大切に保管するとともに、記載内容に変更があるときは、変更の手續をしてください。

②分析データ（1部）・・・届出の概ね3か月以内に分析されたもの

（1）主な分析項目

- 「たい肥」又は「動物の排せつ物の場合」（原料が「鶏ふんのみ」を除く）
（基本分析項目）窒素全量（N）、りん酸全量（P）、加里全量（K）、炭素窒素比（C/N）
（追加分析項目）豚ふんが含まれる場合・・・銅全量、亜鉛全量
鶏ふんが含まれる場合・・・亜鉛全量
石灰が含まれる場合・・・石灰全量
分析結果が乾物の時・・・水分含有量

- 「鶏ふんのみ（家きんふんのみ）」を乾燥させたもの、又は発酵させたもの
 - ・窒素全量（N）、りん酸全量（P）、加里全量（K）、炭素窒素比（C/N）
 - ・窒素全量の含有率1.0%に対するひ素の量（%）
 - ・水分含有量（%）
 - ・亜鉛全量

- 魚かす、木の実油かす及びその粉末、グアノ、骨灰、動物の排せつ物の燃焼灰など
（基本分析項目）窒素全量（N）、りん酸全量（P）、加里全量（K）
※肥料の種類によっては、上記の分析項目が検出されない場合があります。

- カルシウム肥料、貝殻肥料、粗砕石灰石など、アルカリ分を主成分とするもの
（基本分析項目）アルカリ分
（追加分析項目）アルカリ分以外が含まれる場合は、その項目
可溶性苦土、く溶性苦土、可溶性マンガン、く溶性マンガン、
く溶性ほう素、水溶性ほう素、鉄分 など

（2）その他の分析項目

原料及び材料の内容等から、重金属の分析を求めることがあります。また、その結果によっては、原料及び材料、生産工程の見直しをしていただくことがあります。

（分析内容）ひ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム、鉛、亜硝酸、銅など

③生産工程図（1部）

- [1] 原料及び材料から記入してください。
- [2] 原料及び材料が複数ある場合は、割合や混合する時期を示してください。
- [3] 「特殊肥料等の指定」から、肥料の種類を記入してください。
↳ FAMIC の HP でご確認ください。
- [4] 輸入の場合は、「輸入港」を記入してください。
※ 生産工程図作成の詳細は、FAMIC の HP にて、生産工程図の書き方を参考にして
ください。

④サンプル 100g 程度

⑤届出者の確認書類（〔1〕〔2〕のいずれかに該当するものを1部）

※ 届出の日から概ね3か月以内に発行されたものをご使用ください。

〔1〕申請者が法人の場合

登記簿抄本（コピー不可）・・・名称、所在地、代表者が分かるもの

〔2〕申請者が個人の場合

経営者の方個人の住民票の写し（コピーではありません）

⑥最寄りの交通機関から生産事業場までの地図（1部）

※ 輸入業者の場合は、輸入業務を行う事業場までの地図

⑦切手を貼った返信用封筒（長形3号封筒以上のもの）

○返信内容・・・通知文、受付処理をした届出書 計2枚

※届出件数が増えるごとに「受付処理をした届出書」の枚数が増えます。

長形3号封筒（定形郵便）、角形2号封筒（定形外郵便）等、規格、枚数（重量）に応じた切手を貼り付けしてください。

⑧その他

植物に害を及ぼすおそれがある原料及び材料を使用されている場合は、植物栽培試験の実施により、害がないことを証明していただく場合があります。

例) 原材料が海産物などで、塩害が心配されるもの など

※生産設備の賃貸による生産や委託生産の場合は、別途案内の「生産設備の賃借による肥料生産の手続き」「委託による肥料生産の手続き」も必要です。